

○芦屋市市民提案型事業補助金交付要綱

平成29年4月1日

改正 平成30年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民参画・協働による住みよいまちづくりを推進するため、市民活動団体等が、安全・安心、福祉又は環境衛生等の課題解決のほか、地域の活性化や魅力発信につながる自主的な取組である提案型の事業に要する経費の補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 芦屋市市民提案型事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、市内を主な活動の範囲とする個人、事業者及び市民活動団体等（以下「市民活動団体等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わないこと。
- (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わないこと。
- (3) 計画的に活動しており、将来も活動を継続できること。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まないこと。

(令2.4.1・一部改正)

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体等が行う公益性の高い自主的な取組で、原則として新たに行う次の各号に掲げる提案型の事業であり、次年度以降も継続して実施されるものとする。この場合において、提案事業が既に継続的に行われている事業であるときは、前年度に実施した

内容に比して事業の質を高め、かつ、発展した内容であると認められる事業に限るものとする。

- (1) 社会課題の解決を目的とし、行政施策の補完や市民の交流促進に効果的な取組（以下「自由提案型の取組」という。）
- (2) 市民活動の促進等を目的とした仕組みづくりのための取組若しくは、市民活動の支援を目的とした中間支援の取組（以下「地域サポーター養成型の取組」という。）
- (3) 地域資源の活用や地域の魅力の発掘、創造、発信などにより地域への愛着の醸成、新たな価値観の創出、交流人口の増加のいずれかにつながる取組（以下「地方創生型の取組」という。）

2 補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 構成員の親睦又は趣味的な活動を目的とするもの
- (2) 特定の個人、事業者、団体及び市民活動団体等のみが利益を受ける事業（地域全体に利益が還元される事業として認められる事業を除く。）
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業
- (4) 国又は地方公共団体が支出する他の補助金の交付又は交付決定を受けている事業
- (5) その他市長が補助対象事業として適当でないと認める事業

（令 2. 4. 1・一部改正）

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 自由提案型の取組 10 万円
- (2) 地域サポーター養成型の取組 20 万円
- (3) 地方創生型の取組 30 万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、当該年度において同一団体につき1回に限るものとする。

(令2. 4. 1・一部改正)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体等は、市長が別に定める期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 芦屋市市民提案型事業補助金交付申請書(様式第1-1号)

(2) 芦屋市市民提案型事業補助金交付決定前着手届出書(様式第1-2号。第8条に規定する交付決定前に補助対象事業に着手するときに限る。)

(3) 芦屋市市民提案型事業計画書(様式第2号)

(4) 収支予算書(様式第3号)

(5) 申請者概要書(様式第4号)

(6) 団体の定款、会則等

(7) 構成員名簿

(8) その他市長が必要と認める書類

(平30. 4. 1・令2. 4. 1・一部改正)

(審査委員会)

第7条 市長は、前条の規定による申請に係る補助対象事業の審査をするため、芦屋市市民提案型事業補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織する。

3 委員長は、市民参画を担当する部の長をもって充て、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 企画部政策推進課長

(2) 企画部市民参画・協働推進室長

(3) 総務部財政課長

(4) 市民生活部環境課長

(5) 福祉部地域福祉課長

(6) こども・健康部子育て政策課長

- (7) 都市建設部建設総務課長
- (8) 都市建設部防災安全課長
- (9) 教育委員会学校教育部学校教育課長
- (10) 教育委員会社会教育部生涯学習課長

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 審査委員会は、別に定める審査基準に基づき、審査を行う。

(令 3. 4. 1・一部改正)

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による審査委員会の審査結果に基づき、補助金の交付を行う市民活動団体等を決定したときは、芦屋市市民提案型事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該市民活動団体等に通知し、補助金の交付を行わない旨を決定したときは、芦屋市市民提案型事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該市民活動団体等に通知するものとする。

(変更申請及び承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた市民活動団体等(以下「補助対象団体等」という。)は、当該交付決定に係る申請内容に変更が生じるときは、芦屋市市民提案型事業補助金変更交付申請書(様式第7号)に当該変更に係る関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は前項の規定による申請を受けた場合は、補助対象事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、芦屋市市民提案型事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により申請者へ通知することとし、不適当であると認めるときは、芦屋市市民提案型事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により申請者へ通知することとする。

(令 2. 4. 1・一部改正)

(実績報告)

第 10 条 補助対象団体等は、補助対象事業が完了したときは、芦屋市市民提案型事業補助金実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 芦屋市市民提案型事業活動報告書（様式第 11 号）
- (2) 収支決算書（様式第 12 号）
- (3) 領収書及び写真等の証拠書類

(令 2. 4. 1・一部改正)

(補助金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、芦屋市市民提案型事業補助金交付額確定通知書（様式第 13 号）により補助対象団体等に通知するものとする。

(令 2. 4. 1・一部改正)

(補助金の請求)

第 12 条 補助対象団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、芦屋市市民提案型事業補助金交付請求書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

(令 2. 4. 1・一部改正)

(交付決定の取消等)

第 13 条 市長は、補助対象団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱又は関係法令の規定に違反したとき。

(令 2. 4. 1・一部改正)

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
報償費	講師・専門家への謝礼等（市民活動団体等の構成員に対するものを除く。）
旅費	補助対象事業の実施に必要な交通費
消耗品費	事務用品，材料，資材等の購入費等
食糧費	補助対象事業の目的を達成するために開催する会議のお茶代
印刷製本費	チラシ，ポスター，看板等の作成，印刷等の費用
燃料費	ガソリン等の購入費用
役務費	通信運搬に係る経費（郵便料等），広告料，保険料
使用料・賃借料	施設等の会場使用料，車両・機器等の賃借料
委託費	専門的知識，技術等を要する業務の委託費用
備品購入費	事業実施に必要な機器，材料等の購入費等（補助対象経費の4分の1を超えない範囲内に限る。）
その他経費	市長が特に必要と認める経費